

### 3-(4) 会計検査院「平成25年度決算検査報告」における不適切に支払われた介護給付費の概要

\* 件数は全国、金額は国費ベース

#### 【検査の結果】

検査の結果、78 事業者に対して 176 市区町村等が行った平成18年度から25年度までの間における介護給付費の支払について、87,950 件、306,675,634円が過大であり、これに対する国の負担額98,988,375円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

#### 【居宅介護支援】（特定事業所集中減算他）

##### ○会計検査院指摘事項

44 事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等のサービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算（Ⅱ）を算定していたりしていた。

このため、介護給付費60,030件、159,929,759円の支払が過大であり、これに対する国の負担額50,991,891円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成24年度実地検査

##### ○指摘を踏まえての留意事項

#### 【全ての居宅介護支援事業所で行うこと】

1 判定期間、減算適用期間、届出期限が次のとおり。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

2 全ての居宅介護支援事業所は、年に2度、県所定の「特定事業所集中減算に係る届出書」等による算定を行うこと。

その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。

3 算定の結果、同一法人の占める割合が90%を超えた場合は、正当な理由に該当するか否かにかかわらず、必要書類を所管県民局へ提出すること。

その際、提出期限を遵守すること。

4 算定の結果、90%を超えない事業所についても、事業所において当該書類を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、判定期間における同一法人の占める割合が90%を超

えている事業所は抽出される。その場合は、各県民局から算定結果の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

## 【通所介護サービス】（事業所規模区分）※通所リハビリテーションにも関連あり

### ○会計検査院指摘事項

23事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤るなどしていた。

このため、介護給付費21,685件、109,639,330円の支払が過大であり、これに対する国の負担額36,994,620円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

### ○指摘を踏まえての留意事項

#### 【全ての通所系事業所で行うこと】

- 1 事業所規模算定の根拠となる前年度の平均利用延人員数(4月～2月)については、**全通所系事業所が必ず算定表を作成すること。**  
その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。
- 2 算定の結果、前年度の規模区分から変更がある場合は、毎年3月15日までに、翌4月分からの介護給付費算定の届出書及び添付書類を所管県民局に提出すること。
- 3 算定の結果、前年度の規模区分から変更が無い場合は、事業所において算定表を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、請求件数と規模の区分の一致に疑義のある事業所は抽出される。その場合は、各県民局から規模区分の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

## 【その他の介護サービス】

介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5介護サービスについて、13事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費6,235件、37,106,545円の支払が過大であり、これに対する国の負担額11,001,864円は負担の必要がなかった。

## 4 介護職員処遇改善加算

### 1 平成26年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

#### (1) 提出期限

- 平成27年3月まで加算算定した場合：平成27年7月末日
- 平成27年2月以前まで加算算定した場合：最終の加算の支払があった月の翌々月末日

#### (2) 提出先

提出は、各指定権者ごとに行う必要があります。

岡山県指定事業所については、平成26年度介護職員処遇改善加算届出書を提出した県民局に提出してください。

#### (3) 留意事項

##### 1) 平成26年度分介護職員処遇改善加算総額

- 別紙様式5「平成26年度分介護職員処遇改善加算総額」には、平成26年4月～平成27年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。

ただし、取扱いとして、平成27年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、平成26年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含める。

- つまり、国保連における平成26年5月～平成27年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになる。

<国保連から通知されている金額を足しあげること。> ※

※ 国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

##### 2) 賃金改善所要額

- 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限内に提出すること。

- 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

##### 3) 賃金改善実施時期

- 前年度に加算を算定している場合、賃金改善実施期間が前年度と重複していないか確認すること。

- 賃金改善実施期間の月数が加算の算定月数と同じ月数となっているか確認すること。

※ 加算を12ヶ月間算定している場合、賃金改善実施期間も12ヶ月となる。

#### 4) 賃金改善の方法等

- 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で、賃金改善を行った項目については明確に記載すること。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることはできない。

平成24年3月16日付け厚生労働省通知（抜粋） 青本P1163

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

#### 5) 従業員の雇用形態を変更した場合

- 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれない。

同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれない。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

(問62) 平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

(答) よくない。

平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

## 2 平成27年度からの介護職員処遇改善加算

### (1) 介護職員処遇改善加算の拡大について

平成27年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分が新設されました。

平成27年度から設けられた新設の「加算Ⅰ」（更なる上乘せ評価）の算定要件、改訂後の加算率等については、次ページ以降の資料を参照ください。

### (2) 平成27年度介護職員処遇改善加算の届出について

#### 1) 提出書類の様式・提出期限等

平成27年度介護職員処遇改善加算の届出等の具体的な手続については、現在、厚生労働省において、処遇改善計画書等に記載する項目の見直しなど、具体的な対応を検討中です。

厚生労働省から通知があり次第、「介護職員処遇改善加算 届出の手引」を改訂し、岡山県長寿社会課のホームページ上でお知らせします。

当課ホームページの掲載内容に御注意願います。

#### 2) 現時点で必要と考えられる届出

##### ① 介護職員処遇改善届出書及び添付書類

介護職員処遇改善加算を算定する事業所は必ず提出を行う必要があります。

また、提出は各指定権者ごとに行う必要があります。

岡山県が所管する事業所については、前年度に引き続き加算算定する場合は、前年度と同じ県民局に提出してください。

##### ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類

次の場合は、介護職員処遇改善届出書に加え、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要があります。

ア 平成27年度から新たに介護職員処遇改善加算を算定する場合

イ 新たに設けられた「加算Ⅰ」を算定する場合

ウ 従来の加算区分と異なる加算を算定する場合（以下の場合）

平成26年度算定していた加算	平成27年度から算定する場合
(旧) 加算Ⅰ	(新) <u>加算Ⅱ以外の区分</u> を算定する場合
(旧) 加算Ⅱ	(新) <u>加算Ⅲ以外の区分</u> を算定する場合
(旧) 加算Ⅲ	(新) <u>加算Ⅳ以外の区分</u> を算定する場合

エ 加算算定を中止する場合（介護職員処遇改善届出書等は不要）

## 23. 介護職員の処遇改善（1）- 1 処遇改善加算の拡大

### 1. 介護職員処遇改善加算の拡大について

H27.3.3全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より

- 平成21年度補正予算において、介護職員の給料を月額平均1.5万円相当引き上げる介護職員処遇改善交付金を創設
- 平成24年度介護報酬改定において、介護職員の安定的確保及び資質の向上の観点から、例外的かつ経過的な取扱として、交付金と同様の仕組みで、介護職員処遇改善加算を創設
- 平成27年度介護報酬改定において、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を行う事業所を対象とし、更なる上乘せ評価(月額平均1.2万円相当)を行う区分を創設

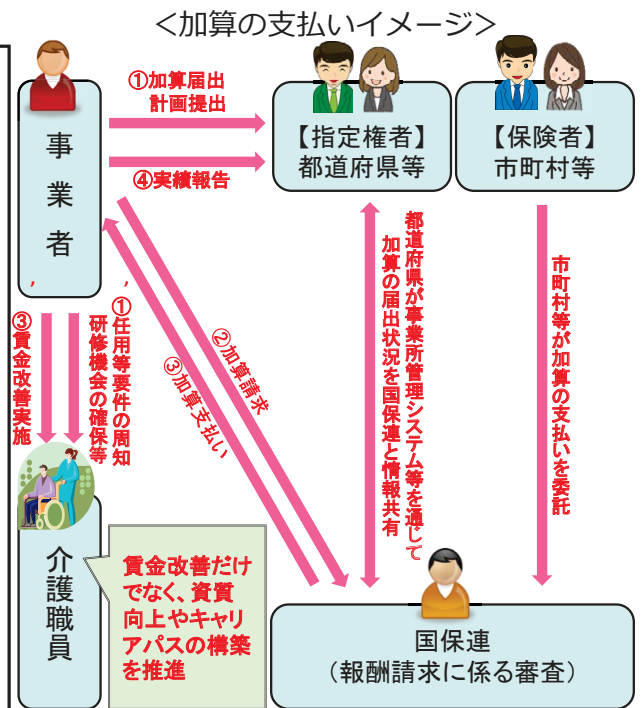
### 2. 加算の算定要件について

- 1 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- 2 事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- 3 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
- 4 キャリアパス要件として、

加算(Ⅰ)の場合、次の(要件1)及び(要件2)に適合すること。

加算(Ⅰ)以外の場合、次の(要件1)又は(要件2)に適合すること。

- (キャリアパス要件1)次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(賃金に関するものを含む)を定めていること。
  - イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。
  - ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
- (キャリアパス要件2)
- 介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。
- 5 職場環境等要件(旧定量的要件)として、平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。



## 23. 介護職員の処遇改善（1）- 2 処遇改善加算の拡大（新たな要件）

### 算定要件

#### (現行要件)

- ・キャリアパス要件
- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること、  
又は
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

#### (加算Ⅰの場合)

- ・キャリアパス要件
- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- 及び
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

#### (加算Ⅰ以外の場合)

- ・左記と同じ

- ・職場環境等要件(旧定量的要件)  
賃金改善以外の処遇改善への取組の実施

- ・職場環境等要件(旧定量的要件)  
賃金改善以外の処遇改善への取組の実施
- ※ 新設区分の定量的要件は、積極的に賃金改善以外の処遇改善への取組を実施していることを確認するため、平成27年4月以降実施する取組の記載を求める。

## 23. 介護職員の処遇改善（1）-3 処遇改善加算の拡大（加算率全体）

新設

### 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	加算（Ⅱ）により算出した単位 ×0.9	加算（Ⅱ）により算出した単位 ×0.8
・（介護予防）訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
・（介護予防）通所介護	4.0%	2.2%		
・（介護予防）通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
・（介護予防）認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	2.7%	1.5%		
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	2.0%	1.1%		

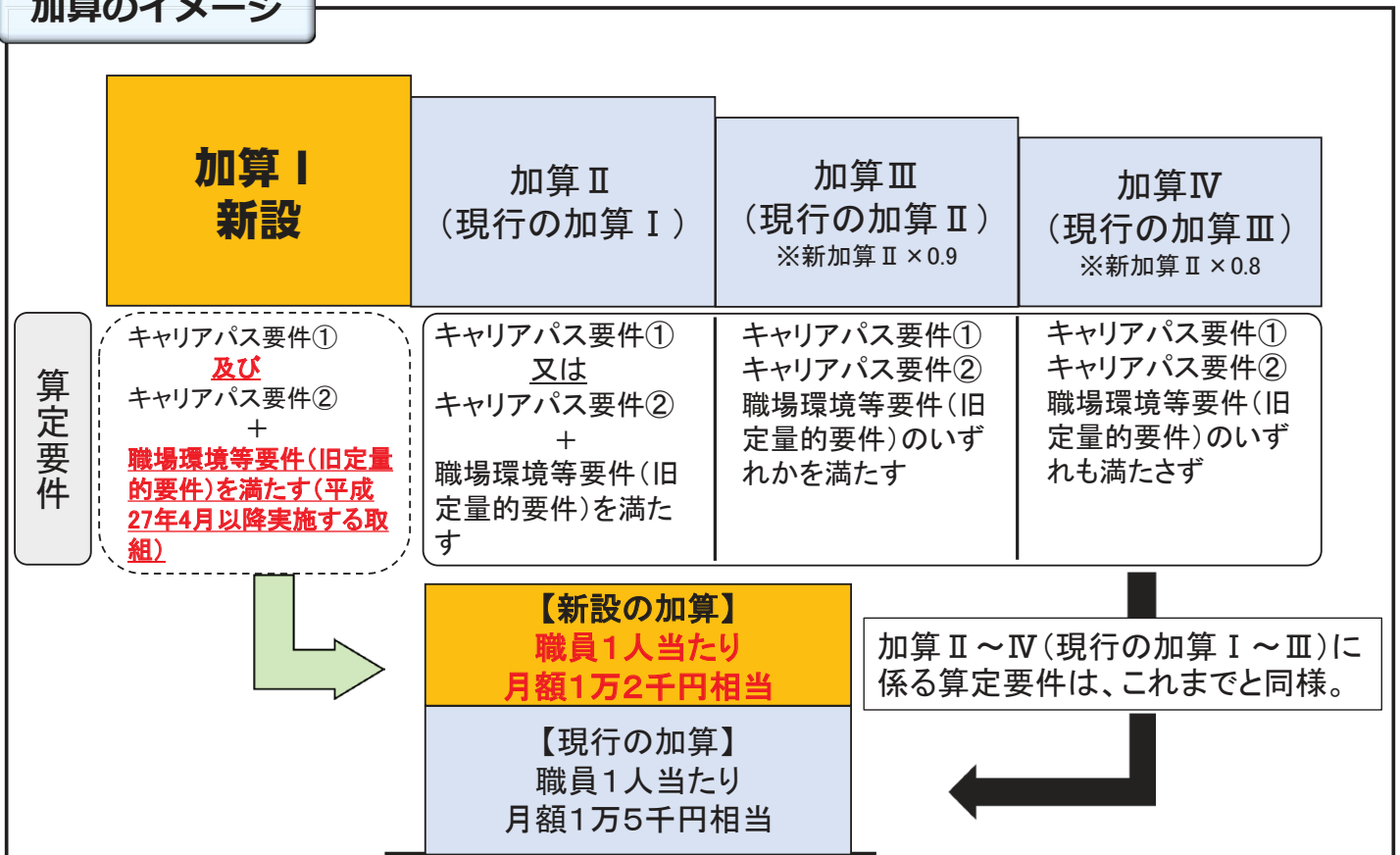
キャリアパス要件等の適合状況に関する区分	加算Ⅰ：キャリアパス要件（①及び②）及び職場環境等要件（旧定量的要件）を満たす対象事業者 加算Ⅱ：キャリアパス要件（①又は②）及び職場環境等要件（旧定量的要件）を満たす対象事業者 加算Ⅲ：キャリアパス要件（①又は②）又は職場環境等要件（旧定量的要件）のいずれかを満たす対象事業者 加算Ⅳ：キャリアパス要件（①又は②）、職場環境等要件（旧定量的要件）のいずれも満たしていない対象事業者
----------------------	--

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

## 23. 介護職員の処遇改善（1）-4 処遇改善加算の拡大

### 加算のイメージ



## 23. 介護職員の処遇改善（1）-5-① 新たな処遇改善加算の考え方等

### 基本的な考え方について

- 平成23年度までに実施されていた介護職員処遇改善交付金、及び平成24年度から実施されている介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも介護職員1人月額15,000円相当）を充実する加算（介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

### 新加算の仕組みについて

- 事業者がサービス別加算率に基づき得た額を原資として、事業者が介護職員に対して処遇改善を行うもの。事業者は新加算の算定額に相当する介護職員の賃金（介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）のことをいう）の改善（以下「賃金改善」という）を実施しなければならない。
- 賃金改善は基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、手当、賞与等に加えて定期昇給等を含めた賃金改善に充てることができることとする。また、基本給で実施されることが望ましいこととする。
- なお、個々の介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、全ての介護職員の賃金が一律に月額27,000円引き上がる仕組みではない。

## 23. 介護職員の処遇改善（1）-5-② 新たな処遇改善加算の考え方等

### 手続の変更点

- 今回の改定で処遇改善加算を拡充することに伴い、この加算分が適切かつ確実に介護職員に支払われるよう、以下の見直しを行う。
  - (1) 処遇改善計画書、同実績報告書に記載する項目を見直し、事業者の具体的な取組を詳細に把握すること
  - (2) 処遇改善の取組を介護職員にわかりやすく周知すること
  - (3) 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて、適切に運用されているかを確認するため、新たに届出を求めること

※ 以上について、具体的な対応については、現在検討中であり、今後、追って御連絡いたします。



## 5 介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出

平成27年4月1日から加算を算定する場合（新たに設定される加算等を算定する事業所又は既存加算等の算定を変更する事業所）の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び添付書類（以下、「体制届等」という）の提出の取扱いを次のとおりとします。

### 1 提出期限

平成27年4月1日（全サービス共通）

**※岡山県独自の特例措置です。**

- 国の通知では、訪問通所系のサービスについては平成27年3月25日が提出期限とされています。
- 他の指定権者に提出する際は、必ず当該指定権者の指示に従ってください。
- 支給限度額管理対象となるサービスについては、算定予定の加算等について、担当する介護支援専門員にあらかじめ連絡するなどの連携を図り、4月からに居宅サービス計画の作成に支障のないよう努めてください。

### 2 届出対象事業者

- (1) 平成27年4月1日から新たに設定される加算等を算定する事業者及び既存加算等の算定を変更する事業者。
- (2) 下記3の取扱いにより、現行の報酬体制状況と実質上変更がない事業所については、体制届等の提出は不要とします。  
体制届等の届出が必要か否かをよく御確認ください。

### 3 既存サービス事業所の算定内容の取扱い

- (1) 新設された加算・減算  
新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
- (2) 現行の加算・減算で、区分等に変更のないもの  
新たな届出がない場合は、現在、届出している算定内容を引き継ぎます。

(3) 既存の加算・減算で、区分等が追加されたもの

別紙「既存のサービス事業所の届出留意事項」で御確認ください。

例) 介護職員処遇改善加算

- 新しく創設された(新)加算Ⅰを算定する場合は、体制届等の届出が必要です。
- 現行の加算算定状況は、平成27年4月以降、次のとおりとみなされます。  
例えば、(現行)加算Ⅰを算定している事業所は、体制届等の提出がない場合、平成27年4月以降は、(新)加算Ⅱを算定するとみなされます。

現行の加算算定状況	平成27年4月以降
なし	なし
(現行)加算Ⅰ	(新)加算Ⅱとみなす
(現行)加算Ⅱ	(新)加算Ⅲとみなす
(現行)加算Ⅲ	(新)加算Ⅳとみなす

※ 介護職員処遇改善加算については、体制届等の有無にかかわらず、加算を算定している全ての事業所が、別途、「平成27年度介護職員処遇改善加算届出書」及び添付書類の提出する必要があります。

届出書等の提出期限は、岡山県長寿社会課のホームページでお知らせします。

#### 4 留意事項

- (1) 報酬算定に係る各算定要件等は、各事業所において確認を行うとともに、拳証資料を残すようにしてください。
- (2) 体制届等を提出する場合は、上記3に記載した取扱いにかかわらず、届出するサービスの「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の全ての項目について記入をお願いします。
- (3) 体制届等で届出書等の各種書類の様式等については、今後発出される国の通知※の改正内容に沿って提出いただきます。

**提出書類や留意事項が決まりましたら、当課ホームページでお知らせしてまいりますので、ホームページでの情報提供には十分御注意願います。**

※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点（平成12年3月8日老企第41号）」

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の「地域区分」 「9：6級地の2」を「9：7級地」に変更 「8：5級地の2」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	<b>左記届出内容の変更を含め、員直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。</b>
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 に変更	「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 61：介護予防訪問介護 62：介護予防訪問入浴介護 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「介護職員処遇改善加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ」 「4：加算Ⅳ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅲ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅳ」とみなす。 <b>「5：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</b>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の「同一建物に居住する利用者の減算」を廃止	新たな届出は不要。
6	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「日中の身体介護20分未満体制」を廃止	新たな届出は不要。
7	1 2 : 訪問入浴介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「3 : 加算 I イ」 「2 : 加算 I ロ」 に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算 I ロ」とみなす。 <u>「3 : 加算 I イ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	1 5 : 通所介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「5 : 加算ⅠⅡ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「5 : 加算ⅠⅡ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	1 6 : 通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の「緊急短期入所体制確保加算」を廃止	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰ」とみなす。 「3 : 加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
1 0	1 6 : 通所リハビリテーション 6 5 : 介護予防通所介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 を 「1 : なし」 「4 : 加算ⅠⅡ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「4 : 加算ⅠⅡ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
1 1	2 1 : 短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の「緊急短期入所体制確保加算」を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 2	2 1：短期入所生活介護 2 4：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び「サービス提供体制強化加算（空床型）」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 <b>「5：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</b>
1 3	2 1：短期入所生活介護 5 1：介護福祉施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「看護体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
1 4	2 2：短期入所療養介護 2 5：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーション機能強化」を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 5	2 3：短期入所療養介護 5 3：介護療養施設サービス 2 6：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1の「人員配置区分」欄 「2：Ⅰ型」 「3：Ⅱ型」 「4：Ⅲ型」 を 「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「4：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「3：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
1 6	3 3：特定施設入居者生活介護 3 5：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分6と7の「人員配置区分」欄に 「1：療養機能強化型以外」 「2：療養機能強化型A」 「3：療養機能強化型B」 を新設 施設等区分3と7（3 5：介護予防特定施設入居者生活介護は3のみ）の「人員配置区分」欄 「2：外部サービス利用型」 を 「1：一般型」 「2：外部サービス利用型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。 <b>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。</b> 「1：一般型」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
18	71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「4：加算ⅠⅠ」 「2：加算ⅠⅠ」 「5：加算ⅡⅠ」 「3：加算ⅡⅠ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算ⅠⅠ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算ⅡⅠ」とみなす。 <b>「4：加算ⅠⅠ」「5：加算ⅡⅠ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</b>
19	73：小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の「看護職員配置加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「夜間ケア加算」を廃止	新たな届出は不要。
21	36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」を新設	「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
22	68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
23	A2：訪問型サービス（独自） A6：通所型サービス（独自）	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。

## 6 特定地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧表

平成27年3月1日現在

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
岡山市	犬島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	—	—	旧御津町 旧建部村 旧上建部村 旧鶴田村	旧建部町	あり
玉野市	石島	—	—	—	—	—	あり
備前市	鹿久居島 鶴島 大多府島 頭島 鴻島 曾島	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笹目)	—	—	全域	全域	あり
瀬戸内市	前島	—	—	—	旧牛窓町	旧牛窓町	あり
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千鉢・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒本・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稲蒔・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸)	—	—	旧笹岡村 旧熊山村 旧山方村 旧佐伯北村	旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保曾・日笠上・日笠下・木倉)	—	—	旧佐伯村 旧和気町	旧佐伯町	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森) 旧新山村(尾原・笹目・福沢・溝部)	—	—	旧都賀村 旧円城村 旧新山村 旧江与味村 旧豊野村 旧下竹荘村	全域	あり
倉敷市	釜島 松島 六口島	—	—	—	—	—	—
笠岡市	高島 白石島 北木島 真鍋島 小飛島 大飛島 六島	—	—	—	旧神島内村 旧北木島村 旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・鳥頭・宇戸)	—	—	旧井原市 旧宇戸村 旧芳井町	全域	あり
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・橋)	—	—	旧池田村 旧日美村 旧下倉村 旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	川上町地頭 川上町七地 川上町三沢 川上町領家 川上町吉木 川上町臘敷 備中町志藤用瀬 備中町布瀬 備中町長屋 備中町布賀	—	全域	全域	あり
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村 旧新郷村 旧本郷村 旧万歳村 旧新砥村 旧矢神村 旧野馳村	—	旧新見市 旧大佐町 旧神郷町	全域	全域	あり



市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・字角・内田)	—	—	旧美川村	全域	あり
津山市	—	旧上加茂村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	—	旧津山市 旧勝北町 旧加茂町 旧阿波村	旧一宮村 旧高田村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村 旧新野村 旧大井西村	旧加茂町 旧阿波村 旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畝・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畝・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・且土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(粟谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・檜西・檜東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	—	旧湯原町 旧美甘村 旧川上村 旧八束村 旧中和村	旧北房町 旧勝山町 旧津田村 旧美川村 旧河内村 旧湯原町 旧久世町 旧美甘村 旧川上村 旧中和村	全域	あり
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東栗倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田瀬・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	—	旧勝田町 旧大原町 旧東栗倉村	旧勝田町 旧大原町 旧東栗倉村 旧豊田村 旧巨勢村 旧作東町 旧英田町	全域	あり
新庄村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	—	旧奥津町 旧富村 旧上齋原村	全域	全域	あり
勝央町	—	—	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・関本・小坂・高円・皆木・西原・行方)	—	全域	旧豊並村	全域	あり
西栗倉村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺)	—	—	旧弓削町 旧竜山村	全域	あり
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西併和・西川・西川上)	上口 小山 栃原 中併和 東併和 西	—	旧大併和村 旧旭町 旧吉岡村 旧南和気村	全域	あり

注1: 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2: 振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3: 辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。

注4: 加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  
 (昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地

辺地地域一覧 (具体的な場所等が不明な場合は、該当市町村に確認すること。) (H26. 4. 1現在)

市町村名	辺地名								合計 229辺地
岡山市	山上・石妻	杉谷	畑鮎	金山寺	北野	勝尾・小田	角石畝	野口	
	田地子上	土師方上	大田上	和田南	東本宮	犬島			
津山市	物見	河井・山下	黒木	西谷・中土居	尾所	大杉	大高下	奥津川	
	八社								
玉野市	石島								
笠岡市	高島	白石島	北木島	真鍋島	飛島	六島			
井原市	野上南部	野上北部	稗原	池井	共和・三原	水名	黒木	宇頭	
	西星田								
総社市	延原・宇山								
高梁市	山際	柴倉	上野	迫田	野呂	遠原	秋ヶ迫	本村	
	野原	山ノ上	檜井	家地	丸岩	陣山	大津寄	西野呂	
	割出	中野	坂本	吹屋	小泉	長地	上大竹	高山	
	高山市	布賀	平川	湯野	西山				
新見市	花見	井原	千屋	菅生	木の畝	足見	赤馬	宇山	
	松仁子	法曾	君山	大井野	田治部南	上油野	三室	高瀬	
	三坂	青木	田淵	大野	荻尾	久保井野	高野川東		
備前市	頭島	大多府島	和意谷	加賀美	都留岐	笹目			
赤磐市	是里東	是里中	是里西	滝山	中山	八島田	暮田	戸津野	
	中勢実	石・平山	合田・中畑	小鎌・石上	西勢実				
真庭市	清谷	曲り・古呂々尾中	後谷	上・岩井畝	高田山上・野・若代畝	星山・竹原・菅谷	見尾・真賀	神代	
	吉	田原山上・上山	別所・佐引	関上	日野上	杉山・日の岨	藤森	杉成・河面・大杉	
	栗谷	立石	三野瀬	種	福井	見明戸	中屋	鉄山	
	阿口	樽見	井殿						
美作市	右手	東谷下	宗掛	江ノ原	西町	野形	滝	田井	
	後山	中谷	東青野	山外野	海田	梶原	小房	宮原	
	角南	白水	万善	国貞	田渕	柿ヶ原	日指	北	
	上山								
和気町	大成	大杉・加賀知田	上田土	南山方・丸山	奥塩田	北山方	室原	岸野	
矢掛町	羽無	宇内							
新庄村	堂ヶ原								
鏡野町	近衛	大町	岩屋	越畑	中分	野沢	泉源	西谷下	
	下齋原	長藤	奥津	奥津川西	本村	石越平作	赤和瀬	小林・遠藤	
	下東谷	馬場以北	宮原白賀	余川	興基				
勝央町	上香山								
奈義町	皆木								
西粟倉村	大茅								
久米南町	羽出木	全間	龍山	山手	京尾	安ヶ岨			
美咲町	長万寺	金堀	大坪和西	和田北	大坪和東	角石祖母	北	里	
	中	西川上	坪和	小山	大山	高城	定宗本山	畝宮山	
	上間								
吉備中央町	広面	加茂山	津賀西	三納谷	高富	笹目千守	納地	黒山	

## 7 介護保険制度改正による一定以上所得者の利用者負担の見直し等に伴い必要となる事業所・施設の対応

- 介護保険制度改正に伴い、一定所得者の利用負担等の見直しが次のとおり行われます。

### 重点化・効率化

- ① **一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ**
  - ・ 2割負担とする所得水準は、65歳以上高齢者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
  - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ
- ② **低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加**
  - ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
  - ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
  - ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 \*不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

(平成27年2月23日全国厚生労働関係部局長会議資料より)

- 1 一定以上所得者の利用者負担の見直しへの対応
  - (1) 利用者負担割合の確認
    - 要支援、要介護認定を受けた者には全員、利用者負担の割合(1割又は2割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行される。
    - 事業者は、平成27年8月以降「介護保険負担割合証」により、利用者負担の割合を必ず確認すること。
  - (2) 運営規程の記載内容の変更
    - 利用料の額について、法定代理受領サービスである場合は介護報酬告示上の額の1割と記載している場合は、2割負担についての追記が必要となる。
    - 運営規程の記載を変更するとともに、変更届を提出すること。
- 2 補足給付の見直しへの対応
  - (1) 特定入所者認定書の記載内容を確認すること。
  - (2) 利用者が負担する費用の額に変更がある場合は、変更内容等を説明すること。

## 8 介護サービス情報の公表制度

### 1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する県の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、保健福祉部長寿社会課及び各事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課において実施しています。

### 2 平成27年度の運営の概要について（予定）

- (1) 新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所（基準日（4月1日）前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「県独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 県が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施する。
- (5) 平成27年度の具体的な事業運営については、平成27年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		平成27年度予定
公表内容	必須項目	基本情報 ----- 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	県独自項目 ----- 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表（H24.10運用開始）
実施機関		岡山県が直接実施（長寿社会課・県民局健康福祉課）

### 3 介護サービス情報の公表制度の今後の展開

(1) 法制化されたのもの（平成27年4月1日施行予定）

- ・ 地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報  
市町村（公表主体）の努力規定（\*介護保険法115条の46X）

\*地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により追加されました。

(2) 検討中のもの

- ① 従業者に関する情報公表の仕組みの見直し
  - ・ 事業所における雇用管理の取組を推進することによる介護人材の確保
- ② いわゆる「お泊まりデイ」の公表対象への追加
  - ・ サービス内容の透明性を高めることによる利用者の保護

(3) 指定都市への権限移譲

介護サービス情報の公表に係る事務・権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、平成28年度以降を目途に都道府県から政令指定都市に移譲する方針が示されています。

### 4 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載しています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

<介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ>

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html>

# 岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

長寿社会課

平成27年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

①  
通知

## 介護サービス事業者

### ★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

#### —基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間 等

#### —運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

#### —任意情報—

##### 事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の掲載

##### 県独自項目

- ・成年後見制度への配慮
- ・人権擁護、虐待防止に係る従業者研修
- ・地産地消
- ・非常災害時の避難・救出訓練等の実施

①  
通知

## 介護サービス情報 公表システム

②  
事業者が報告

国が一元管理するシステムを活用して公表  
(平成24年度から)

※調査指針に基づき調査を実施

県民局が調査※

### ②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、県民局へ提出

## 各事業所を所管する県民局

受 理

確 認

③  
県が公表

## 利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

# 岡山県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

## 1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

### (1) 事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的に行っている事業所については、調査を行わないこととする。

### (2) 公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合

### (3) 報告内容に虚偽が疑われる場合

### (4) 県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

## 2 調査の効果的实施

調査を効果的に実施するために、上記1の(1)は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所（指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所）に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

### 附則（施行期日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。